

ハイウェイ

ランプウェイでシフトダウンしたギアを、思いきりアクセルを踏みしめながら、サード、トップへとひきあげてゆく。負荷が背をシートにおさえつけ、アスファルトの路面と白い車線が視野いっぱいにはろがり、あっという間に目尻を流れてゆく。考えるゆとりはない。いつもは様々な連想をひきだすなじみの風景も、とうに過ぎ去ってしまった。

県境の橋に立つ。今はまだ車影まばらなこのハイウェイを、間もなく、車の群とともに、名称しがたい何か、圧倒的なスピードと巨大さでおしよせてきそうである。

5月のおもな行事

- 1～15日 毎月勤労統計調査抽出替に伴う事業所説明
- 6～15日 商業統計調査多支店企業調査依頼
- 7～8日 関東甲信静ブロック統計主管課長会議(総理府統計局主催、静岡県)
- 10～20日 学校基本調査審査とりまとめ
- 11日 茨城県消費者物価調査担当者事務打合せ(水戸市)
- 13～14日 関東甲信静ブロック統計主管課長会議(行政管理庁主催、旭村)
- 17～18日 昭和57年度統計調査員研修会(総理府統計局)市町村民所得説明会(水戸市、土浦市)
- 18日 全国物価調査地区設定等に関する事務打合せ(東京都)
- 19～21日 昭和57年通産統計企画連絡会議(高知県)
- 21日 昭和57年度景気動向(法人企業投資動向、消費動向)調査全国会議(東京都)
- 21～22日 昭和57年就業構造基本調査地方別事務打合せ(神奈川県)
- 27～28日 都道府県統計連絡協議会(東京都)

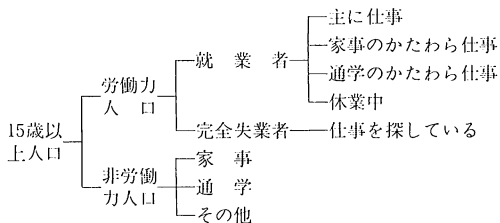
昭和55年国勢調査結果の見方・利用の仕方(その3) ……

〔前月号から続き〕

5. 人口の経済的構成

人口の経済的基盤を表すもので、国勢調査では就業状態、産業、職業、従業上の地位、社会経済分類等に関する結果が集計されている。

15歳以上人口は、その就業状態によって次のように区分される。これはいずれも調査日前1週間の状態つまりアクチュアルベースで把握される。

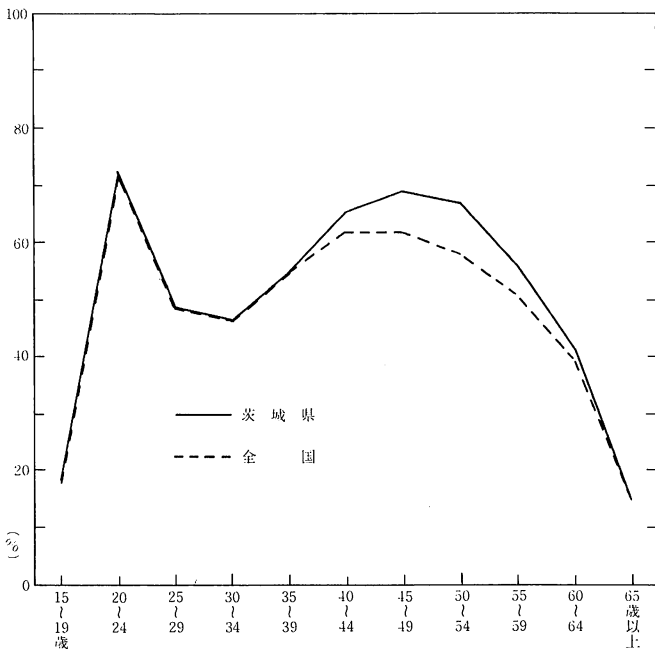


(1) 労働力人口の分析

① 労働力率

労働力人口は、何らかの形で経済活動に参加している人

図一5 女子の年齢別労働力率(昭和55年)



及び参加する意志のある人である。労働力人口の15歳以上人口に占める割合を労働力率と呼んでいる。すなわち

$$\text{労働力率} = \frac{\text{労働力人口}}{\text{15歳以上人口}} \times 100$$

労働力人口は、男女別、又は年齢別にみるのが普通であり、男女計はあまり意味がない。また、全年齢をまとめた労働力率の時系列比較や地域間比較を行う場合は、標準化する必要があるが、その手法は配偶率の場合と同様である。

労働力率は、一般に教育、配偶関係と密接な関係がある。例えば我が国における進学率の上昇(高学歴化)は、15~25歳の労働力率を著しく低下させたし、同時に未婚率も上昇させている。一方、女子の未婚率の上昇は女子労働力の上昇傾向を促す。また、景気の停滞は、男子より女子労働力率の低下に強く作用する。更に、高齢層における労働力率は、自営業の割合が高い程高くなるなど、様々な視点から分析を深めることができる。

図一5は、茨城県における女子の年齢別労働力率と全国のそれとを比較したものである。我が国の女子の場合、20~24歳の労働力率が70%を超えて高く、その後、結婚、出産、育児のため低下し、30~34歳で40%台まで低下するが、40~54歳で再び高い水準に回復し、以後は年齢が高くなるに従って低下するという、いわゆるM字型を示しているのが特徴である。このパターンは茨城県でもほぼ同じといってよい。しかし、40~59歳の各年齢階級の労働力率が全国に比べ高くなっており、この点が分析の対象として興味深いところである。これは、育児環境、経済的背景等の他、産業構造とも大きなかかわりがあるからである。

② 完全失業率

完全失業人口の労働力人口に対する割合をいう。すなわち、

$$\text{完全失業率} = \frac{\text{完全失業人口}}{\text{労働力人口}} \times 100$$

失業率を分析する場合、単に数値だけでなく、経済的、社会的背景を念頭に置く必要がある。つまり昭和30年代の失業と今日のそれ

とでは、その構造が変化しているであろう。例えば、働きたくとも仕事のない状態と、よりよい仕事を求めて一時的に失業状態に入る場合(これを摩擦的失業といっている)とでは“失業”の中身は大きく異なるが、現行統計では、これを区分することは困難である。しかし、このような観点からの分析には、年齢別失業率が、他の経済指標と合わせて極めて有効であることは明らかである。

(2) 産業構造の分析

産業は、いうまでもなく、就業者が属する事業所の経済活動の種類によって分類されるもので、職業(就業者各々の仕事の種類)とはっきり区別される。国勢調査における産業別就業者数をみる場合、留意すべき点がいくつかある。まず一つは、国勢調査は、世帯(個人)を介して調査する関係上、事業所を対象として調査される産業に比べ、就業者を重複脱漏なく把握分類している反面、分類上若干厳密性を欠いている。また、地域別産業構造をみる場合、通常は、常住地による産業でよいが、利用の目的によっては、従来地による産業別結果を利用しなければならない場合がある。このほか、産業の把握の時点も、調査前1週間の状態、すなわちアクチュアルベースによっていることにも留意しておく必要がある。

産業構造すなわち産業別就業構造を分析する場合の視点は、長期的趨勢、地域比較のほか、年齢別分析、産業別就業者の移動、従来上の地位別構成等、他の属性との関連を重視する。ここでは紙数を考慮して、ごく絞って紹介しておく。

① ペティクラークの法則

前産業社会では、人口の大部分がみずからの生存に必要な食糧を生産しなければならず、農業を中心とした第1次

産業に従事していた。経済が発展するとともに、工業を中心とした第2次産業へ、更に、物の生産を必ずしも伴わないサービス業へと比重が移ってきた。このような型の産業構造の変化をペティクラーク(又はコーリンクラーク)の法則と呼んでいる。表-11は、茨城県の産業3区分別就業者の割合の長期的推移を示しているが、この法則が極めてよく当てはまっている事実気付くであろう。この法則は、地域別にみても殆んど例外なく当てはまるものの、その程度は大きく異なる。例えば、昭和55年国勢調査の結果によると、大阪府の第1次産業の割合は1%、第2次産業の割合が38.3%、第3次産業の割合が60.2%であるのに対し、青森県はそれぞれ25.5%、22.0%、52.3%となっており、青森県における農業のウエイトが高いものの、第1次産業就業者の減少、第2・3次就業者の増加傾向は一致している。

② 産業構造の年齢別分析

各産業の特徴、消長等を知る上で、この分析は極めて有効である。これには、産業別平均年齢、年齢中位数、交代指数による分析がある。このうち交代指数について示すと表-12のとおりであり、例えば、若年労働力は、農業で減少し、第3次産業関係で水準が高いものの増加傾向は、頭打ちとなってきたことがわかる。

表-11 産業3区分別就業者の割合(茨城県)

年次	第1次産業	第2次産業	第3次産業
昭和25年	70.0	11.4	18.6
35	56.4	17.3	26.2
45	37.0	28.4	34.6
55	21.3	33.1	45.5

表-12 主要産業(大分類)別交代指数(茨城県)

主要産業(大分類)	昭和35年		45		55	
	男	女	男	女	男	女
全産業	156.9	158.4	143.3	114.9	120.0	100.0
うち農業	122.4	132.2	69.2	63.5	36.3	31.2
製造業	282.7	377.7	257.1	231.3	152.1	130.6
卸・小売業	127.4	152.6	165.2	148.2	163.4	135.1
サービス業	149.6	266.6	138.4	188.4	130.3	169.7

交代指数 = $100 \times (15 \sim 39 \text{歳就業者}) / (40 \sim 64 \text{歳就業者})$

③ 産業別センサス間移動

産業別就業者の変動要因としては、死亡、引退、他産業への流出、他産業からの流入及び非労働力からの新規参入という五つの要素が考えられる。前三者は減少要因であり、後二者は増加要因である。これら五つの要素をすべて推計できれば、分析上極めて有効であるが、データの制約上困難である。しかし便宜、死亡だけを除去した純移動数及び純移動率なら計算できる。すなわち、各コウホート(同時出生集団)毎に5年間のセンサス生残率(各コウホートが、センサス期から次のセンサス期まで生残する割合)を計算し、これを全産業に適用して産業別の死亡数を計算する。これによって、5年前のある産業の就業者のうち、移動が全くなければ現在残存しているはずの就業者が得られる。これと現存している就業者との差が上記の意味における純移動数であり、これを5年前の当該産業就業者数で割れば純移動率となる。この計算手続きを算式で示すと次のとおりとなる。

$$\text{純移動率} = \frac{1}{L_{x,i}^{t-5}} \times \underbrace{\left(L_{x,i}^t - L_{x,i}^{t-5} \times \frac{P_i^t}{P_i^{t-5}} \right)}_{\text{純移動数}} \times 100$$

ここでLは就業者、Pは人口、tは年次、iは年齢階級、xは産業、 P_i^t/P_i^{t-5} は年齢別センサス生残率である。

表-13は、全国のサービス業のセンサス間純移動率を示したものであり、この業種が、若年層を多く引きつけ、しかも比較的高い年齢まで流入超過となっていることなどがわかる。なお、地域単位で計算する場合の年齢別センサス生残率は、全国平均を用いるのがよいであろう。

6. 人口移動

国内人口移動は、地域別人口分布の一環をなすものと考えられる。近年「地方の時代」が言われ、人口移動の動向にも大きな変化がみられることから、人口分析の重要なテーマとなってきている。人口移動統計が特に重視されるようになったのは、この統計が、地域別将来人口推計に不可欠のデータであるからである。人口移動に関する統計としては、国勢調査結果のほか、動態統計としての「住民基本台帳人口移動報告」(四半期別統計)がある。また、都道府県によっては、より充実した独自の移動統計を作成している場合もある。しかし、一般的にみて人口移動統計は、不十分な点が多いことも事実であり、その整備開発が急務といえる。

(1) 移動率と移動の概念

最もよく使われる指標として移動率がある。これは、ある期間の移動人口を当該地域の人口で割って求める。移動人口を単に移動数で示すこともあり、両者は区別して使われる。前者は、動態統計である国勢調査を動態化して作成

表-13 サービス業のセンサス間純移動率(全国)

年 齢	昭和 30年～35年	35年～40年	40年～45年	45年～50年	50年～55年
20～24歳	59.9	73.1	150.2	170.8	395.7
25～29	△ 6.5	△ 4.0	△ 0.4	△ 1.0	16.9
30～34	△ 0.8	4.4	6.3	1.9	5.4
35～39	6.4	11.6	15.0	9.0	16.2
40～44	5.8	12.9	11.8	8.1	11.9
45～49	1.9	8.3	10.0	6.1	8.6
50～54	△ 1.7	3.0	7.3	3.0	2.9
55～59	△ 4.8	△ 1.0	3.0	2.7	3.9
60～64	△ 15.5	△ 12.8	△ 11.2	△ 11.6	△ 17.5
65歳以上	△ 37.7	△ 34.4	△ 30.7	△ 34.9	△ 39.9

注) △は減少

するもので、「現住居に入居した時期」によって、最近の常住地への移動（転入）を1回数えるのに対し、後者すなわち移動数は、本来の社会動態統計である住民基本台帳人口移動報告によって得られ、移動した者がその都度数え上げられる。したがって、移動人口は移動数より小さいのが普通である。ただし、両者とも転入ベースで把握している点は同じである。

人口の移動は、通常は常住地の移動をいい、市町村内、都道府県内の市区町村間、都道府県間及び国際間の移動がある。国勢調査結果として与えられる表は、これらの地域の移動人口のほか、例えばどの県からどの県へ移動したか、つまり移動の方向を示すOD表（Origin-Destination表）がある。なお、日々の通勤・通学も広い意味での地域間移動であるが、上記の移動とは区別して用いられる。

(2) 移動人口の年齢構成

移動人口の属性の中で最も基本的なものは、男女及び年齢であろう。男女は、地域社会が成立するための前提として、そのバランスが基本的に重要であり、これが長く不均衡のまま静止されることは、地域における人口再生産にも影響が出てくるし、また、年齢構成は、例えば青年層の流入流出が地域社会の活力に大きく影響を及ぼすと考えられるからである。ところで、人口移動率が男女別また年齢別に差を伴うことはよく知られている。したがって人口移動数、移動率に変化がみられるときは、人口の年齢構成の変化と男女別年齢別の移動率の変化の二つの要因に注意を払うことがまず必要であり、更に移動の距離（例えば県内移動か県外移動か）等の分析を行う。表-14は、茨城県にお

表-14 男女、年齢別移動率（茨城県）（昭和55年）

年 齢	男		女	
	総 数	うち県外	総 数	うち県外
総 数	12.2	4.9	11.3	3.7
うち15～19歳	9.2	4.5	7.4	2.5
20～24	16.4	6.8	15.9	4.0
25～29	15.1	5.3	16.0	4.8
30～34	11.6	4.4	10.4	4.2
35～39	9.1	4.0	7.3	3.0

注) 移動率は人口に対する国勢調査前1年間の割合

ける、男女、年齢別移動率を示したものであり、男女とも10代後半から30代にかけての移動率が高いこと、更にこの年代で県外移動が多いことなどがわかる。

(3) 純移動及び純移動率

市町村別の移動人口は、国勢調査の場合、転入人口である。ここで転出人口がわかれば純移動が求められる。すなわち、純移動は、転入人口から転出人口を差し引いた値と定義される。昭和55年国勢調査では、転入者の「前住地」によって事後的に市町村別転出数を集計する。しかし、移動に関する調査の行われない年も含めて、純移動を簡便に出す方法がある。その一つを示しておくこととする。この方法は、前述した産業のセンサス間純移動率と同様の考え方によるが、念のため示すと次のとおりである。

年齢別純移動率

$$= \frac{1}{P_{i-5}^t} \times \underbrace{\left(p_i^t - p_{i-5}^{t-5} \times \frac{P_i^t}{P_{i-5}^{t-5}} \right)}_{\text{純移動数}} \times 100$$

ここで p は茨城県人口、 P は全国人口、 i は年齢階級、 t は時点を表す。なお、センサス生残率 (P_i^t / P_{i-5}^{t-5}) は全国のものを用いている。

表-15は、茨城県及び東京都について年齢別純移動率を計算したものである。茨城県は、24歳未満で男女とも減少しているのに対し、東京都はこの年齢層では著しく増加し

表-15 男女、年齢別純移動率 昭和50年～55年

年 齢	茨 城 県		東 京 都	
	男	女	男	女
15～19歳	△ 2.7	△ 2.5	19.7	16.0
20～24	△ 6.2	△ 6.0	42.0	26.8
25～29	13.3	8.7	△ 25.2	△ 19.8
30～34	9.7	9.1	△ 17.9	△ 13.1
35～39	8.5	7.2	△ 12.3	△ 8.5
40～44	4.4	3.8	△ 7.8	△ 5.0
45～49	1.0	1.1	△ 5.5	△ 4.0
50～54	△ 0.5	0.5	△ 6.0	△ 5.1
55～59	△ 1.2	0.1	△ 7.6	△ 5.6

センサス生残率法による。

ており25歳以上になると茨城県は増加に転ずるのに対し、東京都は減少に転じているなど移動の実態がより明確となっている。

(4) 移動選好度

例えばある市町村において、転入、転出が発生する場合、その相手地域を明らかにするための統計表、つまりOD表が必要である。この表は、原理的には市町村×市町村で与えられるが、これは膨大となり過ぎるため、例えば転出については、転出者が50人以上の市町村に限ってアウトプットするとか、転出先を都道府県にまとめるといった方法をとっている。この表からは、市町村別の転入転出を把握するほかに、例えば、ある町の転出者の転出先、転入者の転入前の住所地が明らかとなるため、地域間の人口移動の主な流れ、相関の強弱、移動選好度等、人口移動に関する貴重な手掛かりを得ることができる。

住民基本台帳人口移動報告によれば、昭和56年1年間の茨城県から他県への転出者数は5万600人であるが、そのうち27%に当たる1万5400人が東京都への転出である。これに次いで千葉県、埼玉県、神奈川県と続き、この1都3県で69%を占めており、茨城県の首都圏に対する選好度が高いことを示している。これは一つの例示に過ぎないが、市町村別にこのような観点からの分析をしておくことも大切ではないかと思う。

7. 世帯及び住居

個人は生活共同体としての世帯に活動の基盤を置いている。つまり、人口集団の最小単位ということもできる。一方、この世帯の生活の場が住居であると考えられる。この意味でこれをまとめて一つのカテゴリーとした。

しかし、紙数も残り少なくなったので、ここでは、最も重要な世帯の概念と、世帯・住居に関する分析の視点だけを述べてこの稿を終えることとしたい。

(1) 世帯の概念

まず、世帯統計の新しい概念についてふれておきたい。国勢調査においては従来から、住居と生計を共にする人の集まりである“普通世帯”と、これには該当しないが技術上の約束として設けられる“準世帯”とがあり、分析の対象としては主として普通世帯を用いてきた。ところで、近年の

住宅環境の著しい改善により、例えば会社などの独身寮に居住する単身者なども住宅状況や生活実態が、アパートで単身生活している者とあまり変わらなくなってきていることなどから昭和55年国勢調査においては、この世帯の種類を整理し、より実態にマッチした世帯の区分に変更している。すなわち、新たな世帯区分として、“一般世帯”を設け、従来の普通世帯と、準世帯のうち実態として普通世帯と何ら変わらない“住宅に間借り・下宿等の単身者”や“会社などの独身寮に居住する単身者”をこれに含めることとした。また、この一般世帯に該当しない施設等の世帯(寮・寄宿舎の学生・生徒、社会施設の入所者、自衛隊営舎内居住者など)をまとめて“施設等の世帯”としている。これらの関係を示すと表-16のとおりである。なお、結果報告書等では、今回のこの変更によって過去との接続性が失われることのないよう、概念調整してある。

世帯に関する分析は、これらのうち、一般世帯を主として用い、相当長期間の時系列的分析には普通世帯を用いる。一般世帯と施設等の世帯又は普通世帯と準世帯を加えれば、総世帯数(世帯の種類不詳を除く)になるが、これは行政的には用いることがあるが分析には全く用いることはない。

(2) 世帯規模

1世帯当たり世帯人員で表し、一般世帯人員を一般世帯数で割って求める。

戦後の我が国の世帯規模は縮小の一途をたどっているが、その理由としては、いわゆる核家族化に代表される世帯の分割、特に大都市における単身者の増加、出生率の低下による子供数の減少があげられる。昭和55年国勢調査によるこの世帯規模の縮小傾向は、やや鈍化してきている。県・

表-16 世帯の種類区分概念

	普通世帯	準世帯
一般世帯	(1)住居と生計を共にしている人の集まり (2)一戸を構えて住んでいる単身者	(3)住宅に間借り・下宿等の単身者 (4)会社などの独身寮に居住する単身者
施設等の世帯	—	(5)寄宿舎・社会施設等一般世帯以外に居住する単身者、またはその集まり

市町村の分析の視点としては、上記の背景を踏まえ、①出生率と世帯規模、②核家族化の傾向と世帯規模、③未婚率又は離別率と世帯規模、④老人世帯の動向と世帯規模の関係を見ていくことが必要であろう。

(3) 世帯の家族類型

家族の構成形態によって分類したものである。世帯は人口学的観点のほかにいわゆる“家族”としての社会学的アプローチも重要になってくる。この意味から分析の視点としては①夫婦のみの世帯の動向つまり出生率の低下との関係、子供の独立によってもたらされる夫婦のみの世帯といった観点、②核家族化の動向——はたして停滞したといえるか、③老人のいる世帯ないし老人世帯の動向、④母子世帯、父子世帯の動向が重点となる。このほか、世帯の経済基盤としての経済構成が今一つの重要な視点として浮び上がってくる。

(4) 住居

国勢調査では、住宅つまり一つの世帯が独立して生活を営むことができるように建てられ、又改造された永続性のある建物のほかに、寮・寄宿舎や人を住まわせるための建物ではないが人の住んでいる工場・事務所などのいわゆる非住宅を総称して住居と呼んでいる。分析の対象は、したがって住宅が中心となる。国勢調査の結果によって住宅を

分析する場合、あくまでも居住する世帯とのかかわりが重視される。住宅問題はまた、都市問題とも切り離せない。その意味で専らミクロ的分析が重視される。分析の視点としては、①持家・借家等の所有関係の動向、②住宅の規模の動向、③居住密度——1人当たりのスペースに関する指標が中心となろう。

おわりに

以上3回にわたって、昭和55年国勢調査の結果を県・市町村で利用していただく際の視点と手法について述べたが、筆者の工夫の不足もあって、与えられた紙面を必ずしも十分活用し尽せなかった点を反省している。しかし、一通りの要点は示し得たものと思う。これを機に、今後連続して刊行される国勢調査の結果をより十分に分析活用していただくことを願うとともに、その際、この小論が何らかの形で参考になれば幸である。(おわり)

【編集部から】

今回で、湯田先生の本講座を終了します。

今後とも、本県統計関係者に役立つシリーズをと考えていますのでご期待ください。ご意見・ご希望等ありましたら統計指導グループまでご連絡ください。

【誤謬訂正】

4月号本講座6ページ、3—(2)—④年齢中位数の計算手順に誤りがありましたので、おわびして訂正します。

年 齢	人 口	累積人口
歳	人	人
31	100	4100
32	100	4200
33	100	4300
34	100	4400
⋮	⋮	⋮
Σ	8500	8500

●計算手順

• $8500 \div 2 = 4250$

(全人口の2分の1番目)

(誤) $4300 - 4250 = 50$ (正) $4250 - 4200 = 50$

• $33\text{歳} + \frac{50}{100} = 33.5\text{歳}$

4. 準備調査の実施

本調査に先立って、商業統計調査員が担当の調査区域内を巡回し、対象商店の脱洩及び開廃業の状況を把握して、照合作業のすんだ調査対象用名簿に追記訂正します。

なお、この名簿をもとにして「商業準備調査名簿」及び「商業調査票(バー・酒場等用)」を作成することになります。

5. 調査の種類と調査項目

調査の種類は、甲調査、乙調査、丙調査及び丙の2調査の4種類で、それぞれの対象区分と調査項目は、表一のとおりです。

6. 調査の方法

(1) 甲、乙及び丙調査は、調査員が準備調査名簿に基づき調査票を対象商店に配付して、申告者が記入したものを回収する自計方式で行います。

(2) 丙の2調査は、調査員が54年準備調査名簿及び56年事業所名簿に基づき、対象商店を外観調査により確認又は面接調査により聞き取って、調査票に記入する他計方式で行います。

7. 基本調査区別の立地環境特性づけ

商店の立地環境の特性、いわゆる特性区分による商店の分布の状況、商業集積地区の現状等の把握のために、表一

2の区分定義に従い基本調査区毎に特性づけを行っております。

8. 大規模小売店舗内商店の対応づけ

前回調査時に第1種大規模小売店舗内商店の対応づけを実施したが、今回は第2種大規模小売店舗内商店の対応づけ作業を行います。

9. 調査票の集計方法

記入された調査票は、市町村での内容審査を経た後、県においてコンピュータを用いて調査票の全項目の内容を記録した磁気テープを作成し、調査票とともに通商産業省に提出します。調査票全項目の磁気テープを県において作成するのは今回の調査からであり、このことに伴い従来国で記入していたコード番号の全てを地方で記入することになります。

10. 調査結果の公表

(1) 調査結果は、県においては、速報を昭和57年12月下旬に、茨城の商業を昭和58年3月下旬に、それぞれ公表する予定です。

(2) 国では、速報を昭和58年3月頃に、商業統計表及びその他の集計表は昭和59年3月頃から逐次公表される予定です。
(統計課・商工統計グループ)

表一 立地環境の特性区分と定義

特性番号	区 分	定 義
1	商業集積地区	(1) おおむねひとつの商店街をひとつの商業集積地区とする。 (2) ここでいう商店街とは、原則として各市区の商店街連合会に所属しているもの及び所属してなくとも同規模の商店街(小売商業及びサービス業が近接して30店以上ある地区)があればそれも含める。 (3) 多事業所ビル(駅ビル、寄合百貨店等)も一つの商業集積地区としても差し支えない。ただし、核商店の秘密保護が及ぶまされるものは除く。 〔注〕(ア) 地区の規模は買物客が徒歩で無理なく回ることが可能とみられる範囲を目安とする。 (イ) 商店街の形状が十字型、H字型等幅狭している場合、その状況に応じて、機能的に一体とみられる地区とする。
2	オフィス街地区	都市計画法第8条地域、地区指定で、商業地域であって商業集積地区の対象とならない地区とする。 〔注〕 官庁街、銀行、事務所等の建物の多い地区である。
3	住 宅 地 区	都市計画法第8条地域、地区のうち第1種、第2種住居専用地域、住居地域とする。ただし、団地は除くものとする。 〔注〕(ア) 住居系の建物の多い地区である。 (イ) おおむね低層住宅地区であるがマンション等の高層住宅であっても集中的に建設されていない地区を含める。
4	住宅団地地区	上記3. 住宅地区で住宅団地を形成している地区とする。 〔注〕(ア) 公社、公団、デベロッパー等により集中的に建設されたもの及び住宅専用地区である。 (イ) マンション等であっても、集中的に建設されていないものは上記3の住宅地区とする。
5	工 業 地 区	都市計画法第8条地域、地区のうち、準工業地域、工業地域、工業専用地域とする。 〔注〕 工業系の建物の多い地区である。
6	農 漁 山 村 そ の 他 地 区	都市計画法第7条市街化調整区域及び上記1～5に区分されない地区とする。 〔注〕 都市施設、公園等を含む。